

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成29年10月19日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市上京区妙覚寺町1・2組界限地区建築協定

2 申請者の氏名

前田 卓

3 建築協定区域

京都市上京区新町通御霊前上る下清蔵口町38番地の5，38番地の9から38番地の13まで，38番地の16，38番地の17，38番地の19，38番地の20，38番地の22から38番地の25まで，38番地の27，38番地の35，38番地の41，38番地の43，38番地の44，44番地の3及び44番地の17

4 建築協定区域隣接地

京都市上京区新町通御霊前上る下清蔵口町38番地の6から38番地の8まで，38番地の14，38番地の15，38番地の18，38番地の21，38番地の26，38番地の28，38番地の36，38番地の42及び44番地の16

5 建築協定の事項

建築物の用途及び形態

6 協定の期間

5年間

7 認可年月日及び番号

平成29年10月19日付け第13-003号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし，正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)